［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

第二十五条　譲渡人は、長期譲受人に公庫の貸付金に係る住宅又は住宅に附随する土地若しくは借地権を譲渡する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、長期譲受人（包括承継人を含む。以下同じ。）に対し譲渡価額の弁済期日が到来する前に譲渡価額についていつでも弁済を請求することができることを、譲渡の条件としなければならない。

一　長期譲受人が六月以上譲渡価額の割賦金の弁済をしなかつたとき又は正当な理由がなくて譲渡価額の割賦金の弁済を怠つたと認められるとき。

二　長期譲受人が譲渡価額を担保するため設定された抵当権の目的たる住宅又は土地に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三　長期譲受人が譲渡に係る住宅又は住宅に附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

四　長期譲受人が譲渡に係る住宅を譲渡の際定められた用途以外の用途に供したとき。

五　前各号に掲げるもののほか、長期譲受人が正当な理由がなくて譲渡契約の条項に違反したとき。

（造成した土地等の譲渡条件）

第二十六条　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を譲渡する場合においては、譲受人が正当な理由がなくて当該土地若しくは当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から二年以内に住宅若しくは利便施設の建設に着手しないとき（譲受人が法第十九条第一項第三号イ又はロの規定に該当する者である場合にあつては、正当な理由がなくて当該土地又は当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から三年以内（譲受人が、公庫が主務大臣の承認を得て定める者である場合にあつては、六年以内）に住宅の建設を完了しないとき）、当該土地若しくは当該借地権を住宅若しくは利便施設の建設に着手する以前に他人に譲渡したとき又は譲渡契約の条項に違反したときは、当該土地又は当該借地権を買い戻すことができることを譲渡の条件としなければならない。ただし、第二十三条第三項の規定による譲受人に譲渡する場合においてはこの限りでない。

（譲渡条件の制限）

第二十七条　譲渡人又は土地譲渡人は、住宅、住宅に付随する土地若しくは借地権、土地又は借地権の譲渡価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

（譲渡人等が地方公共団体等以外の者である場合の譲渡価額）

第二十七条の二　地方公共団体等（地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会及び地方公共団体が財産を提供して設立した法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるもの（当該法人が財産を提供して設立した法人であつて一般社団法人又は一般財団法人であるものを含む。）をいう。以下同じ。）以外の譲渡人又は土地譲渡人は、次の各号に掲げる額を超えて、令第一条の三第一項第一号に規定する貸付けに係る住宅、土地若しくは借地権又は同項第三号若しくは第三号の二に規定する貸付けに係る土地若しくは借地権を譲渡してはならない。

一　住宅を譲渡する場合にあつては、当該住宅の建設費又は購入価額、当該住宅を建設し、又は購入するために借り入れた資金の利息、当該住宅の譲渡のために通常必要な費用等を参酌して公庫が承認した額

二　住宅に付随して土地又は借地権を譲渡する場合にあつては、当該土地又は借地権の取得に要した費用、当該土地又は借地権を取得するため借り入れた資金の利息、当該土地又は借地権の譲渡のために通常必要な費用等を参酌して公庫が承認した額